

申請枠区分

通常枠

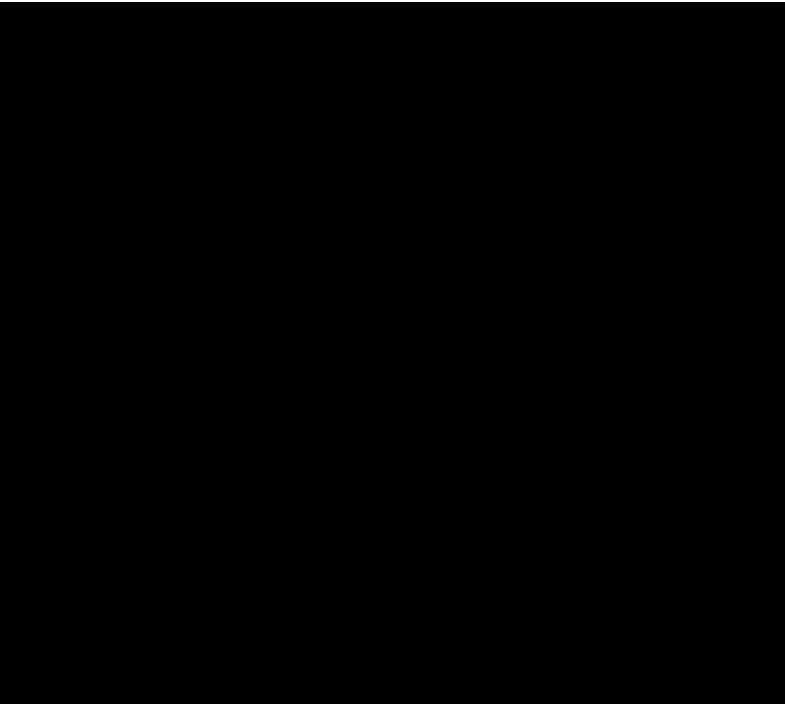
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

株式会社瀬尾医療連携事務所

団体代表者 役職・氏名

代表取締役・瀬尾利加子

分類

法人番号

390001015052

団体コード

申請団体の住所

山形県鶴岡市青柳町1 6番2 4号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

山形県鶴岡市本町1丁目7番4 5号 まちづくりスタジオ鶴岡Dada 3階

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	地域共生デザイン室		
	事業名(副)			
	団体名	株式会社瀬尾医療連携事務所	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="checkbox"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	④ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="checkbox"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑦ その他
<input type="checkbox"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="checkbox"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	当地域の高齢者や障がい者は、医療・福祉サービスへのアクセスが制限され、生活資源の枯渇や孤独死の課題に直面しています。本事業は、通院や看取りに必要な公的サービス外のインフォーマルな支援事業を創出することで、地域に資源がなくてもITなどを活用したつながりを作り、UHC状態を実現し、最期まで尊厳を保てる環境を整えることは、本ゴールの実現に貢献します。

_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	本事業は、社会構造の変化に制度が遅れることで生じた、中山間地域や独居高齢者の医療・福祉サービスへのアクセスの不平等を是正します。孤独死や看取りの不在といった深刻な排除のリスクを解決するため、公的サービスが届きにくい領域を支援します。最も支援が必要な人々が尊厳を持って最期を迎えられる環境を整えることは、本ゴールに資する取り組みです。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	山間地域や僻地の高齢者・障がい者は、生活資源の枯渇に加え、積雪等による交通の課題から、医療・福祉サービスへのアクセスが制限されています。本事業は、孤独死や看取りの不在といった課題に対応するため、インフォーマルな支援事業を創出します。最期まで尊厳を持って暮らせる包括的な体制を構築し、持続可能な地域社会の基盤づくりに貢献し、ゴールの実現に寄与します。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ ささまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	本事業は、人口減少に伴う高齢者の孤独死や看取りの不在といった複雑な課題に対し、持続可能な支援体制の構築を目指します。当法人は、地域医療や他業種の専門家、公的組織等との人脈を持つ連携実績があり、本事業では課題解決の場づくりや人脈形成をサポートすることで、分野を超えた多様な関係者との協働を促進し、パートナーシップの実現に寄与します。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	162/200字
<p>当社は、地域医療の現場と多様な専門職、さらには市民や異業種をつなぎ合わせることで、地域全体が一つのチームとなって支え合う仕組みづくりを進めています。その根底には、医療や介護の必要が生じて、誰もが住み慣れた場所で尊厳を持ち、自分らしい生き方を最期まで全うできる社会を実現したいという思いがあり、その目的のもと設立されました。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	189/200字
<p>当社は、研修・講演、在宅医療・介護連携のコンサルティング、ネットワーク運営を手がけるほか、コワーキング型学び場を活用した地域医療の市民啓発、嚙下食の地域提供など、医・福祉・異業種を巻き込んだ多職種・社会連携を展開しています。代表は全国の関係者と繋がり、本年9月「NPO地域共生全国ネット 第4回全国の集い in 鶴岡 2025」の大会長を務め、二日間延1000人が参加しました。</p>	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	山形県最上地域及び庄内地域	<p>本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。</p>	なし
直接的対象グループ	<p>医療・福祉分野に従事する地域密着型の非営利団体、医療法人、社会福祉法人、NPO等です。これらは高齢化が進む地域において、医療・介護・生活支援などのサービス提供を担っており、地域住民の健康と生活の質を支える重要な存在です。特に、孤独死や看取りの課題に直面する中、地域包括ケアの担い手としての役割が期待されます。</p>				(人数)	<p>対象地域の人口（約30.6万人＝山形県の30.8%）のうち、①高齢者＝119千人（R6）、②独居高齢者⇒県平均14.3%（R6）⇒地域で17千人、③障がい者＝（県全体）身体49千人（R4）知的9千人（R4）医療的ケア児＝161人（R5）⇒地域で18千人。家族その他生活上の課題を抱える方々も対象となります。</p>		

最終受益者	対象地域に居住する高齢者および障害者、その家族です。特に独居高齢者や中山間地域の住民を中心に、医療・福祉サービスへのアクセスが限られ、孤独死や看取りの不在といった課題に直面する方々が対象となります。また、医療的ケアを必要とする児童とその家族も重要な受益者です。	(人数)	対象地域の人口(約30.6万人＝山形県の30.8%)のうち、①高齢者＝119千人(R6)、②独居高齢者⇒県平均14.3%(R6)⇒地域で17千人、③障がい者＝(県全体)身体49千人(R4)知的9千人(R4)医療的ケア児＝161人(R5)⇒地域で18千人。家族その他生活上の課題を抱える方々も対象となります。
事業概要	<p>本事業は、対象地域の独居高齢者や中山間地域の住民、および医療的ケア児とその家族を対象に、地域の高齢化に伴う課題、特に孤独死や看取りの不在といった医療・福祉サービスへのアクセスが制限されている課題に対応するため、医療・福祉団体等による持続可能な仕組みづくりを支援するものです。あわせて、障がい者の多様な生活課題にも取り組み、誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指します。具体的には、資金分配団体として地域の医療福祉団体の持続可能性を確保するための経営の安定化支援と人脈形成支援を行い、以下の取組み(例)を促進します。</p> <p>①地域共生を支える新しいインフォーマル支援を創出・伴走する事業(インキューベーション)、②中山間部、医療過疎地域でのモビリティ等の課題を解決する事業、③高齢者、障がい者(医療的ケア児家庭含む)の居場所・生きがい、仕事創出事業、④終活にかかわる相談、対応事業、⑤予防、健康に関する啓発活動によって生き方や暮らし方を考える事業。</p> <p>これらの取り組みを通じて、地域に根ざした団体が自立的に活動を継続できるよう支援し、3年後には孤独死の減少や看取り支援の充実、障がい者支援の強化といった社会的インパクトを創出することを目指します。また、事業の成果は他地域への展開も視野に入れ、モデル化・可視化を行い、持続可能で共生的な地域づくりを広げていきます。</p>		
575/600字			

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	893/1000字
<p>山形県は高齢化が進み、2025年時点で65歳以上の高齢者が県人口の約35%を占めています。特に中山間地域や過疎地域では、若年層の流出により担い手が減少し、独居高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。これにより、医療・介護サービスの需要が高まる一方で、サービス提供体制の維持が困難になり、人口減少と高齢化が進む僻地においては、生活資源やコミュニティが枯渇しているという深刻な課題を引き起こしています。</p> <p>また、医療機関や介護施設の多くが都市部に集中しており、交通手段の乏しい地域では、通院や訪問介護を受けることが困難なケースも少なくありません。特に、免許返納を行った高齢者は通院の交通手段がなく、生活手段が断たれています。こうした地域では、医療・福祉サービスへのアクセス格差が顕著であり、必要な支援が届かないまま孤立する高齢者が増えています。さらに、地域住民の減少やコミュニティの消失により、認知症やフレイルの進行が危惧されるほか、独居世帯の増加は孤独死や詐欺犯罪の増加が危惧されます。さらに深刻なのが、孤独死や看取りの不在といった「亡くなった後の課題」です。地域とのつながりが希薄化し、誰にも看取られずに亡くなる高齢者が増加し、死後の対応(遺体発見、葬儀、行政手続きなど)も大きな社会的課題となっています。これらの問題は個人の問題ではなく、地域全体の安心・安全や尊厳ある暮らしの実現に直結する重要なテーマです。</p> <p>一方で、これらの社会課題が存続し続けている構造的な要因が存在します。少子高齢化の進行に政策が追いついておらず、制度設計や支援体制が遅れていること、そして、医療・福祉分野はビジネスとしての魅力が乏しく企業参入が限定的であることです。その結果、個人や団体の活動がボランティアに依存しがちで、意欲や資金が尽きると継続していた支援の仕組みも停止してしまいます。また、既存の団体もビジネス・経営の視点を持つ人材・組織が不足しており、持続可能な支援体制の構築には外部からの支援と仕組みづくりが不可欠です。これらの複合的な課題に対し、持続可能で包括的な支援体制を構築することが急務です。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	237/200字
<p>県・市町村では、看取りを含む高齢者支援の充実に「地域包括ケア総合推進センター」を設置し、医療・介護・住まい・生活支援を一体的に提供する体制づくりを進めています。特に、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるよう、在宅医療や訪問看護の体制整備、多職種連携による地域ケア会議の開催、専門職の派遣などを通じて、看取り支援の質と地域の支援力の向上を図っています。一方でサービスの対象が、医療・介護保険制度に限定され、対象外の住民には必要な支援が行き届いていない現状があります。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	166/200字
<p>株式会社瀬尾医療連携事務所は、医療・介護・市民・一般企業の連携を軸に、地域包括ケアの推進に取り組む会社です。代表は長年にわたり地域医療連携の実務に携わり、多職種連携や緩和ケア、在宅医療の支援体制づくりに尽力してきました。医療従事者向けの研修やコワーキングスペースの運営サポートを通じて、地域の支援力を高める基盤づくりを行っています。</p>	

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 171/200字

上記(2)の課題に対して、課題を解決を志す小規模団体や地域密着型のNPO、個人事業主等はあるものの、資金やノウハウの獲得が困難で、支援の担い手としての潜在力が十分に活かされていません。本事業では、休眠預金等交付金を活用し、こうした団体の活動を活性化させ、地域に根ざした多様な主体が連携し、地域共生を実現する持続可能な仕組みの構築を目指します。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

事業終了から5年後には、対象地域において高齢者や障がい者が仕事や生きがいをもちながら暮らし、必要な医療を在宅や通院で受けられる体制が整います。生命維持にとどまらず楽しみのある食事を味わい、終活に取り組む人も増加します。これらの変化は、買い物ができるお店や診療所が減る中でも、インフォーマルな様々な新規事業が生まれることによって生活の不安が緩和されることで達成されます。また、この支援体制は、各団体が必要な事業のマネタイズを果たし、自立的に経営を続けることで支えられます。さらに10年後には、地域共生に関わるフォーマル・インフォーマルな支援者がICTや地縁で連携し、切れ目なく必要な情報や生活支援が行き届く社会が実現します。その結果、人々が最期まで自分らしく満足できる暮らしを送れる、尊厳を持った地域社会の実現を目指します。

(2)-1 短期アウトカム (資金支援) ※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地域共生を支える新しいインキュベーションの立ち上げにより、地域住民や多職種が連携し、孤立する高齢者や障がい者を支える新たなインフォーマル支援の芽が生まれます。支援者間のネットワークが形成され、地域内での見守りや助け合いが自然に生まれる基盤が整います。		課題解決事業の立ち上げ数		現状では定期的な協議や協働は限定的で、関係者間のつながりは希薄です。外部資金調達や継続的な連携基盤は未整備で、助成申請や採択の実績も乏しく、活動は単発的と言えます。			課題解決事業立ち上げ5件
中山間部や医療過疎地域において、医療・介護サービスを補完するための体制が整備され、移動や訪問支援の機会が拡充されます。これにより、住民が住み慣れた地域で安心して医療・介護を受けられる環境が形成され、地域格差の是正が進みます。		サービス提供地域数		金銭的支援が必須のプロジェクトであり、現状では実施できていません。			5地域
居場所づくりの支援を通じて、高齢者や障がい者、医療的ケア児家庭が安心して集い、交流できる新たなコミュニティが形成され、既存コミュニティへの参加を促進します。これにより、参加者の孤立感が軽減し、地域の中で役割や生きがいをもちながら互いに支え合う関係性が生まれます。		新規コミュニティ創設数 関わりを強める既存コミュニティ数		現状のコミュニティでは、対象者に特化したものは限定的で、持続可能な取り組みは形成されていません。			3コミュニティ 10コミュニティ
高齢者や家族が死後や看取りに備えられるよう、終活相談窓口を設置し、専門家派遣や広報支援を行います。相談増加を通じて不安を軽減し、孤独死などの課題を予防します。あわせて、予防・健康啓発講座や体験型プログラムを開催し、健康リテラシーの向上と地域での支え合い促進を図ります。		相談会、セミナー等の開催数		現状は啓発活動は不定期で、活動主体は限定的のため、担い手不足も課題です。			36回

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地域共生を支える新しいインキュベーションの立ち上げにより、地域住民や多職種が連携し、孤立する高齢者や障がい者を支える新たなインフォーマル支援の芽が生まれます。支援者間のネットワークが形成され、地域内での見守りや助け合いが自然に生まれる基盤が整います。		新規事業継続率		事業継続に向けた体制や資金戦略を持つ団体は形成されていません。			その時点で事業継続率100%を達成
中山間部や医療過疎地域において、医療・介護サービスを補完するための体制が整備され、移動や訪問支援の機会が拡充されます。これにより、住民が住み慣れた地域で安心して医療・介護を受けられる環境が形成され、地域格差の是正が進みます。		サービス利用率		金銭的支援が必須のプロジェクトであり、現状では実施できていません。			対象地域高齢者の20%
居場所づくりの支援を通じて、高齢者や障がい者、医療的ケア児家庭が安心して集い、交流できる新たなコミュニティが形成され、既存コミュニティへの参加を促進します。これにより、参加者の孤立感が軽減し、地域の中で役割や生きがいを持ちながら互いに支え合う関係性が生まれます。		アンケートによる参加者満足度		現状のコミュニティでは、対象者に特化したものは限定的で、持続可能な取り組みは形成されていません。			80%
高齢者や家族が死後や看取りに備えられるよう、終活相談窓口を設置し、専門家派遣や広報支援を行います。相談増加を通じて不安を軽減し、孤独死などの課題を予防します。あわせて、予防・健康啓発講座や体験型プログラムを開催し、健康リテラシーの向上と地域での支え合い促進を図ります。		相談会、セミナー等の参加者数		現状では参加型健康講座への参加人数は少ないと推定され、住民の健康知識や生活への理解・納得度は調査が必要です。			720人

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
地域共生を支える新しいインキュベーション：地域住民や多職種が関わる新しいインフォーマル支援を試行的に立ち上げ、孤立する高齢者や障がい者が日常的に見守られる仕組みを構築するための創業支援相談会やワークショップ、マッチング商談会を実施します。	2026年度にモデル実施を開始し、2027年度に本格実施、2028年度に拡充・定着を目指します。	119/200字
中山間部・医療過疎地域での医療・介護支援：必要な設備の購入を支援し、医療資源に限られる中山間地域において、訪問診療や移動支援、介護サービスの提供体制を補完する仕組みを構築します。	2026年度からニーズ調査・事業計画立案、2027年度にサービスを開始し、2028年度に対象地域を拡大します。	89/200字
生きがい創出事業（高齢者・障がい者・医療的ケア児家庭）：居場所の整備を支援することで、高齢者や障がい者、医療的ケア児家庭の新たなコミュニティを創出し、参加者の孤立感を減らします。	2026年度からニーズ調査・事業計画立案、2027年度にサービスを開始し、2028年度に持続的仕組みとして定着を図ります。	89/200字

終活に関する相談・対応事業：高齢者やその家族が死後や看取りに備えられるよう、終活に関する相談窓口を設置し、専門家の派遣や広報物の作成等を支援します。相談件数の増加を通じて不安を軽減し、孤独死や死後対応の不在といった課題を未然に防ぎ、地域での安心感を高める成果を目指します。	2026年度に相談体制を整備し、2027年度に相談・セミナーを拡充、2027年度に地域モデルとして定着させます。	136/200字
予防・健康に関する啓発活動：住民が「病気を抱えても健康的に暮らす」知識を得られるよう、予防・健康啓発の講座や体験型プログラムを定期的に開催するために、講師派遣や広報物の作成等を支援します。	2026年度から定期講座を開催し、2027年度以降に参加対象地域を拡大していきます。	94/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
地域共生を支える新しいインキュベーション：実行団体が立ち上げたインフォーマル支援が継続可能となるよう、ビジョンの明確化や人材育成、運営体制整備を伴走支援します。また、支援活動を広く発信し、住民や専門職、行政とネットワークを形成することで、事業終了後も地域で自律的に機能する仕組みを構築します。これにより短期的に新規担い手が地域課題解決に参画する環境を整えます。	2026年度にモデル実施を開始し、2027年度に本格実施、2028年度に拡充・定着を目指します。	180/200字
中山間部・医療過疎地域での医療・介護支援：地域における医療介護需要のニーズ対象者の調査を支援し、事業計画の立案をサポートします。地域の既存医療機関や行政との協働を促進し、支援体制を整えます。	2026年度からニーズ調査・事業計画立案、2027年度にサービスを開始し、2028年度に対象地域を拡大します。	95/200字
生きがい事業（高齢者・障がい者・医療的ケア児家庭）：高齢者や障がい者らの就労機会を広げる団体に対して、ミッション明確化、財政基盤の確立、評価指標の整備を伴走支援し、事業計画の立案をサポートします。また当社が有する多様な関係機関とのつながりを活用し、潜在的な対象者に対する情報発信等を支援します。	2026年度からニーズ調査・事業計画立案、2027年度にサービスを開始し、2028年度に持続的仕組みとして定着を図ります。	147/200字
終活に関する相談・対応事業：地域における終活対象者のニーズ調査を支援し、相談体制の強化、人材育成、評価方法の整備を伴走支援することで、制度化や支援体制の普及を進めます。	2026年度に相談体制を整備し、2027年度に相談・セミナーを拡充、2027年度に地域モデルとして定着させます。	84/200字
予防・健康に関する啓発活動：健康啓発を行う団体に対し、ビジョン・ミッションを再整理し、評価・調査体制を伴走支援します。また、行政や医療機関、企業とのネットワーク形成を支援し、広報・普及活動を強化することで新たな参加者と支援者を呼び込みます。	2026年度から定期講座を開催し、2027年度以降に参加対象地域を拡大していきます。	120/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	休眠預金等活用事業の成果を、多様な広報媒体を通じて発信します。ターゲットは地域住民、行政、NPO、医療・介護事業者、企業などです。具体的手段として、Webサイト、SNS、ニュースレター、地域紙、報告書・事例集の作成や学会・イベントでの紹介を活用します。これにより事業内容の透明性を確保し、地域や全国の関心喚起に加え、事業モデルの可視化により他地域への横展開を促進します。新規参画者や資金提供者の獲得を促し、事業の自立化を後押しします。	217/200字
連携・対話戦略	JANPIA、実行団体、医療・介護関係者、行政、NPO、企業、住民をつなぐ連携・対話体制を構築します。事業の円滑かつ実効的な推進と実行団体同士の連携を深めるために、定期的な会議やワークショップで意見交換し、課題解決策や支援活動の進捗を共有します。外部専門家やプログラムオフィサーによる伴走支援を通じて、参加団体間の役割分担や協働の明確化を図ります。これにより、事業成果の社会実装や持続的なネットワーク形成を促進します。	209/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>当社は事業期間終了後も、中間支援組織として自律的に運営を継続できるよう、民間企業や金融機関と連携した資金調達環境を整備します。寄付、スポンサーシップ、事業委託など多様な収益源の検討と実装を進めるとともに、伴走支援や研修、ネットワーク構築など、非資金的支援事業を体系化します。さらに、事業成果の可視化・発信により、社会的評価と行政施策への反映を促進し、地域共生や医療介護連携に関する課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築します。これにより、休眠預金に依存せず、長期的に地域社会に貢献する自走型中間支援組織を目指します。</p>	262/400字
実行団体	<p>採択団体が事業終了後も自律的に活動できるよう、当社は伴走支援を継続し、組織基盤の強化、評価・財務管理、ガバナンス整備を支援します。また、民間企業・金融機関とのネットワーク形成や資金調達のノウハウ提供により、自ら資金を確保できる体制を構築します。さらに、地域や行政、NPOとの連携を促進し、活動成果の可視化・情報発信を行うことで、課題解決の仕組みを地域に定着させ、制度化への働きかけも行います。これにより、各団体が休眠預金に依存せず、持続的に社会課題を解決できる自走型団体となることを目指します。</p>	247/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	27/800字
<p>これまで中間支援組織としての助成事業は行っていません。</p>	
(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	754/800字
<p>1. 地域連携の促進と多職種協働の強化：当社は、医療・介護関係者、行政、新規事業者との間に継続的な協議の場を提供し、インキュベーション（事業創出）の土壌を整備してきました。これにより、高齢者や障がい者、医療的ケア児家庭の課題解決を担う個人や企業（新規事業者）を実際に特定・マッチングし、地域共生に向けた新しいつながりと支援コミュニティの形成に貢献しました。</p> <p>2. 市民啓発活動と健康づくりの推進：図書館との連携による認知症・終活講座や、中山間地を含む地域の住民向け健康教室を医療者とともに多数実施してきました。これにより住民の健康意識と、病気を抱えても自分らしく生きる「生き方・暮らし方」への理解と納得を深める成果を得ています。</p> <p>3. 地域包括ケアシステムの構築支援：地域医療連携の強化や、地域住民と医療・福祉関係者との情報共有の促進に取り組んできました。また、「NPO地域共生全国ネット」の常任理事として地域共生を支える仕組みを日々拡大しています。これにより、医療・福祉サービスの地域内での連携が強化され、住民の「暮らしの不便さへの不安が軽減される」基盤づくりを実証しています。</p> <p>4. 調査・研究活動による地域課題の可視化と解決策の提案：鶴岡市等からの委託を受け、地域医療やACPに関する市民調査（回答数5,019件）を実施し、その結果に基づき地域課題の構造を可視化しました。この調査研究と関係者への提言活動を通じて、公的施策の改善と医療・福祉サービスの質の向上に寄与する解決策を具体的に提案してきた実績があります。</p> <p>これらの実績は、当社が中間支援組織として、連携・事業化・経営支援のノウハウを有し、持続可能な地域共生社会の実現に向け、行政・医療・住民の協働をリードする重要な役割を担っていることを示しています。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	
(2)実行団体のイメージ	実行団体は、地域共生を支えるインフォーマル支援の創出、中山間部や医療過疎地域での医療介護の提供、高齢者・障がい者・医療的ケア児家庭の生きがいやコミュニティの創出、終活に関する相談や対応、予防や健康に関する啓発活動などを担う多様な組織です。NPO、社会福祉法人、医療機関、企業、住民主体の団体などが連携し、既存制度に取まらない課題に挑み、地域に新しい支援の仕組みを生み出す団体像を想定しています。	197/200字
(3)1実行団体当り助成金額	事業費計62,000千円を見込み、各団体は以下の通り見込みます。 ①へき地医療20,000千円（車両等設備購入含）、②生きがい創出20,000千円（施設修繕含）、③インキュベーション15,000千円（施設整備含）、④予防医療3,500千円、⑤終活支援3,500千円 ほか、評価関連経費を1団体あたり620千円、計3,100千円を見込みます。	165/200字
(4)案件発掘の工夫	公募説明会を通じて新たな担い手を見出すとともに、医療・介護・福祉事業者、行政、商工会議所、金融機関、一般企業など既存組織への働きかけを進めます。加えて、当社がこれまでの活動を通じて知り得た地域の団体や個人、その人脈を頼りに対象地域へアプローチし、潜在的な候補を掘り起こします。	138/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部3名、外部4名（予定） ・マネジメント体制・・・代表（事業統括）1名 ・経理体制・・・決済責任者1名、通帳管理者1名、経理担当者1名、ほか税理士顧問1名 ・PO体制・・・PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価、精算）1名、PO（実行団体の伴走支援）5名 ※うち一名は他団体において既に休眠預金活用事業のPOとして活動中 ・評価体制・・・XXXXXXXXXX 計2名 				222/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	6名	新規採用人数（予定も含む）	6名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	0名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	資金管理に関し、外部の税理士を関与させ、さらに担当3名による厳格な相互牽制体制を敷き、不正利用の発生を断固防止いたします。事業遂行における不正行為や利益相反につきましても、内部統制の確立した組織体制を構築します。これに加え、プログラムオフィサー6名が専門的な知見に基づき相互に厳密な監視体制を維持いたします。これらにより透明性と公正性を最大限に確保するとともに、事業情報を広く公開してまいります。				198/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2025/03/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	地域共生デザイン室
	団体名	株式会社 瀬尾医療連携事務所

	助成金
事業費	72,566,100
実行団体への助成	62,000,000
管理的経費	10,566,100
プログラムオフィサー関連経費	22,797,500
評価関連経費	5,980,000
資金分配団体用	2,880,000
実行団体用	3,100,000
合計	101,343,600

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	734,900	23,278,800	23,278,800	25,273,600	72,566,100
実行団体への助成	0	20,000,000	20,000,000	22,000,000	62,000,000
-					
管理的経費	734,900	3,278,800	3,278,800	3,273,600	10,566,100

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	917,500	7,300,000	7,290,000	7,290,000	22,797,500
プログラム・オフィサー人件費等	457,500	5,490,000	5,490,000	5,490,000	16,927,500
その他経費	460,000	1,810,000	1,800,000	1,800,000	5,870,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	120,000	1,910,000	1,830,000	2,120,000	5,980,000
資金分配団体用	20,000	910,000	830,000	1,120,000	2,880,000
実行団体用	100,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,100,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	1,772,400	32,488,800	32,398,800	34,683,600	101,343,600

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名	瀬尾医療連携事務所		
郵便番号	997-0832		
都道府県	山形県		
市区町村	鶴岡市青柳町		
番地等	1 6 番 2 4 号		
電話番号	0235-25-6567		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://seojimusho.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2017/09/04		
法人格取得年月日			

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	セオリカコ
	氏名	瀬尾利加子
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	1
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	
事務局体制の備考	非常勤職員は採択後に雇用予定

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域共生デザイン室
団体名:	株式会社瀬尾医療連携事務所
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む、以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第13条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第13条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第13条
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監査役・監査に関する規程				
監査役・監査の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	株主総会議事録	
● 役員・報酬に関する規程				
(1)役員(置いている場合)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第26条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員・報酬に関する規程	第3条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3章
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(7) 個人情報の保護	公募申請時に提出	倫理規程	第10条	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条、第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条、第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第4条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第5条から第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条及び別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条の2
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第20条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15条から第18条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第36条から第41条